○国土交通省告示第九十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　構造部分	［略］			
	(五)　構造物	［略］	設計図書との照合等により確認する。	設計図書と異なる構造物又は装飾物等が設置されていること。
		設置時の荷重を超える荷重の有無		
［略］				
二　軌道部分	(一)　軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	き裂又は変形があること。
［略］				
	軌条、軌道及び水路の摩耗の状況		部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ　摩耗量が製造者が定める基準値（基準値がない場合にあっては遊戯施設の検査標準（ＪＩＳ　Ａ一七〇一）表一に規定する値）を超えていること。
				ロ　摩耗量が製造者が定める基準値（基準値がない場合にあっては遊戯施設の検査標準（ＪＩＳ　Ａ一七〇一）表一に規定する値）の九十パーセントを超えていること。
［略］				

改正前

別表

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　構造部分	［同上］			
	(五)　構造物	［同上］	設計図書との照合等により確認する。	設置時の荷重以外の外力又は荷重を受け、安全上支障をきたすおそれがあること。
		設置時の荷重を超える荷重の有無		
［同上］				
二　軌道部分	(一)　軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがあるき裂又は変形があること。
［同上］				
	軌条、軌道及び水路の摩耗の状況		部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ　摩耗量が遊戯施設の検査標準（ＪＩＳ　Ａ一七〇一）表一に規定する値を超えていること。
				ロ　摩耗量が遊戯施設の検査標準（ＪＩＳ　Ａ一七〇一）表一に規定する値の九十パーセントを超えていること。
［同上］				